個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル
行政機関等の名称	大分県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、大分中央警察署、大分東警察署、大分南警察署、別府警察署、杵築日出警察署、国東警察署、豊後高田警察署、宇佐警察署、中津警察署、玖珠警察署、日田警察署、竹田警察署、豊後大野警察署、佐伯警察署、臼杵津久見警察署
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第３項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第１項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１受理番号、２受理日時、３受理都道府県、４受理警察署、５受理交番等、６取扱職員、７発見日時、８発見場所、９発見者区分、10発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11届出者続柄、12届出者氏名、13警察からの返還連絡、14物件（動物）、15払出区分、16払出年月日、17払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）　大分県警察本部警務部警務課
	（所在地）　〒870-8502 大分県大分市大手町３－１－１
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）大分県警察本部警務部会計課 （所在地）〒870-8502 大分県大分市大手町３－１－１	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　考	－	